

事務連絡  
令和元年6月13日

都道府県  
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室）御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）附則第10条に規定する経過措置が適用されている小規模法人における評議員の確保に向けた取組について

社会福祉法人に対する指導監督につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、各社会福祉法人や所轄庁の皆様にご協力いただきました「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）附則第10条に規定する経過措置が適用されている小規模法人における評議員の確保に向けたアンケート調査について（依頼）」（平成31年1月28日付福祉基盤課事務連絡）において実施したアンケート調査の結果概要について、別添1のとおり取りまとめましたので情報提供いたします。

つきましては、当該調査結果も踏まえつつ、各経過措置適用法人が経過措置期間の満了までの間に評議員を円滑に確保できるよう、所轄庁においても法人からの相談に応じるとともに、評議員の確保に向け、引き続き、計画的に支援を行っていただきますようお願い申し上げます。

また、各地域の社会福祉協議会に対しては、全国社会福祉協議会を通じて、法人からの相談窓口の設置や評議員となれる人材に関する情報を提供できる体制（別添2）を整えるよう依頼しているところであるので、連携の上、適宜、所轄庁における計画的な支援をご活用いただければ幸いです。

今後、令和元年6月末時点での評議員確保に向けた計画等の進捗状況について、別途、改めてフォローアップ調査を実施予定ですので、その際は、ご協力方いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市、中核市を除き、特別区を含む）に対して本事務連絡を周知いただきますようお願い申し上げます。

# 経過措置適用法人の評議員確保に向けた計画等の調査結果について

別添1

【調査対象と有効回答数】  
(調査対象)平成30年4月1日時点評議員6人以下法人  
(有効回答)4,432法人/4,971法人(89%)

①平成31年2月15日時点で評議員6人以下の法人4,199法人の評議員確保に向けた計画についてとりまとめた  
〔有効回答の中には、「調査時点で既に7人以上を選任済の法人(115法人)」、「経過措置の対象となっていない法人(118法人)」が含まれていたため、これをのぞいている。〕

②評議員確保に向けた計画について

評議員の選任に向けた検討の開始時期(予定)

1. 既に検討している	996	23.9%	1. 既に実施済	37	0.9%
2. ～31年3月	412	9.9%	2. ～31年3月	251	6.2%
3. 31年4月～6月	1040	25.0%	3. 31年4月～6月	556	13.6%
4. 31年7月～9月	549	13.2%	4. 31年7月～9月	348	8.5%
5. 31年10月～12月	708	17.0%	5. 31年10月～12月	1462	35.8%
6. 32年1月～3月	461	11.1%	6. 32年1月～3月	1426	35.0%

③評議員確保に向けた課題について(1,930法人から回答)

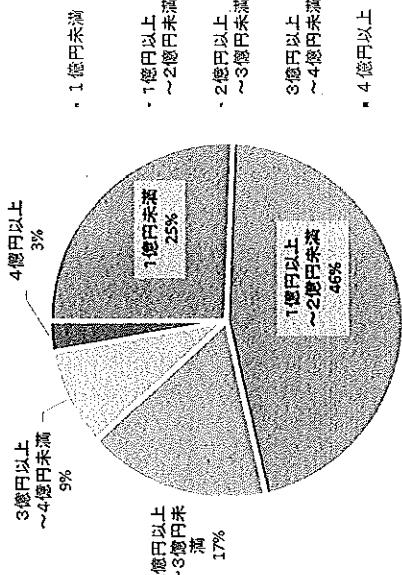
主な理由

- 人材不足
- ・識見者となると種々の団体構成員と重複してしまい、人員確保は容易でない。
  - ・大学教員、弁護士、公認会計士等の人才は限られている。
- (人材に関する)情報不足
- ・人材の確保が難しい。市より情報等を教えていただければ有り難い。
  - ・識見を有する方の選任に關して、個人情報等により職歴や勤務先を法人独自で確認することが困難である。
- 事務・財政的負担
- ・施設のみの運営だと予算も限られており、4名のままで良いと強く思う。
  - ・評議員の確保や評議員制度を維持管理していくための労力やコストが、法人の規模やその効果に比してあまりにもアンバランスである。
- その他
- ・評議員が法人等に対する損害賠償責任を負うことがあり、そのリスクの大きさから、就任を避けられることがある。
  - ・報酬はないが、責任はあるという現状を理解し、評議員の候補は限られる。

## 経過措置適用法人の規模別・地域別データ

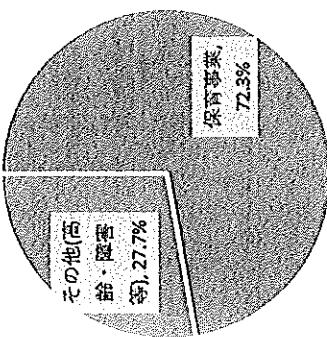
### ○経過措置適用法人の規模別データ

平成29年度サービス活動収益					
	1億円未満	1億円以上 ～2億円未満	2億円以上 ～3億円未満	3億円以上 ～4億円未満	4億円以上
法人数	1,077	1,927	702	377	116
合計					4,199



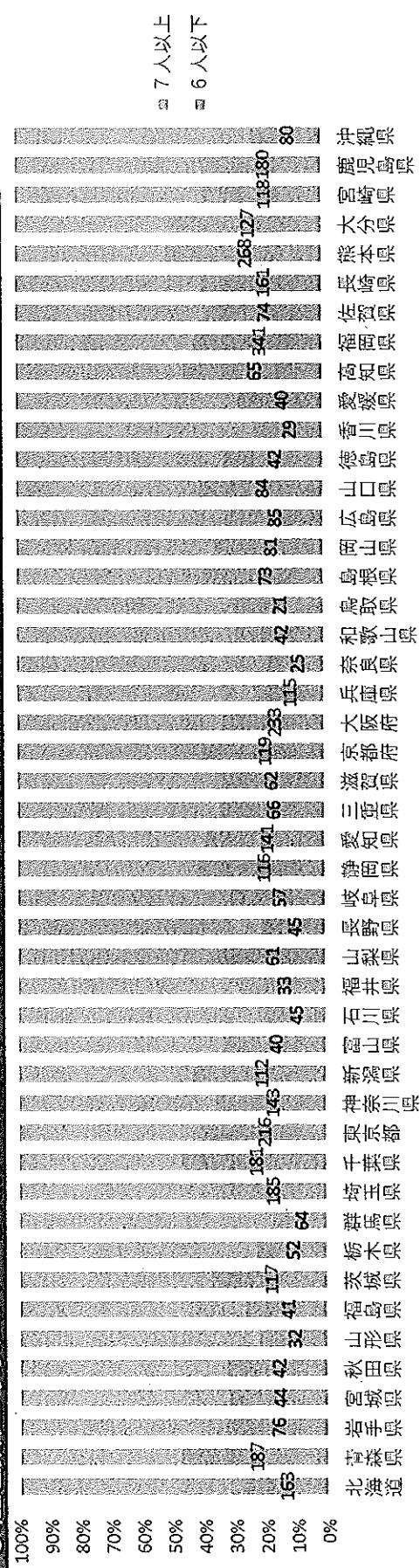
### ○経過措置適用法人の事業別データ

事業種別	保育事業	その他(高齢・障害等)	合計
法人数	3,034	1,165	4,199
割合	72.3%	27.7%	100.0%



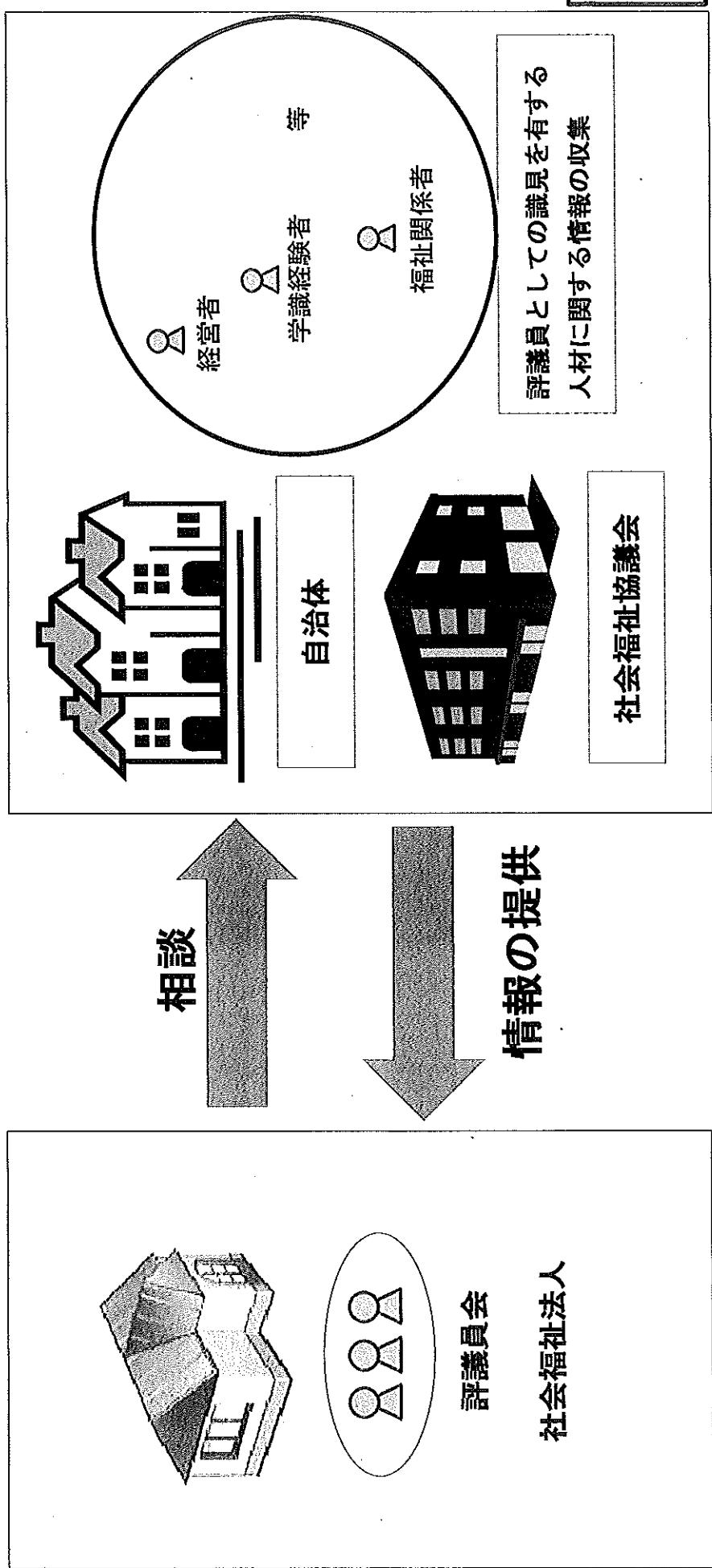
\* 保育事業：その他(高齢・障害等)

### ○経過措置適用法人の地元別の評議員の確保状況(財政システムデータに基づき着目基盤課において推計)



## 地域における評議員の確保を支援する仕組み

- 小規模法人等における評議員の確保を支援するため、社会福祉法人からの相談に応じて、評議員としての識見を有する人材に関する情報提供する仕組みを講ずる。
- 所轄庁や地域の社会福祉協議会において、上記の人材についての情報収集をする。



(参考)

法第39条に基づき社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者として選任されている実際の評議員の構成事例

法人名	評議員の職業（勤務先）
社会福祉法人 ○○福祉会	理髪業・町会役員
	不動産業・町会役員
	○○工務店代表
	○○消毒㈱
	町会役員
	介護福祉士
	○○食堂職員
社会福祉法人 ○○団	行政相談員・抜型製造業
	○○保育園 園長
	一級建築士
	○○健康プラザ地域包括支援センター管理者
	地域の代表者
	地域の福祉関係者
	学識経験者
社会福祉法人○○の会	元保育室保護者会代表
	○○保育園保育士
	○○保育園施設長
	保育室○○施設長
	NPO法人○○の会理事長
	○○町会会长
	社会福祉法人 ○○学園 ○○保育園主任保育士
社会福祉法人 ○○の会	不動産経営・○○町会会长
	鉄工所経営・○○町○丁目町会元会長
	主婦・区ひろば運営委員・こども部会長
	元地方公務員・自然教育指導
	会社員・元保護者・元卒園生
	会社員・元○○保育園保護者
	無職・○○町会役員
	区議会議員・元○○保育園保護者
	介護施設勤務・元○○保育園保護者
	会社員・○○町会役員
	○○薬局取締役・薬剤師・○○区薬剤師協会副会長
	主婦・民生委員児童委員
社会福祉法人 ○○会	会社員
	主婦
	主任保育士
	会社役員
	主婦
	元会社役員
	民生児童委員
○○会	民生委員
	弁護士
	(有)○○商店専務取締役
	○○副施設長
	民生委員
	看護師
	主婦
社会福祉法人○○会	民生委員・児童委員
	民生委員・児童委員
	元民生委員・児童委員
	社会福祉法人園長
	社会福祉法人園長
	社会福祉法人職員
	元社会福祉法人職員